

企業の皆様へ

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、ご注意ください。

禁止行為

企業と「利害関係」（契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等）のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法違反に問われます。

- 金銭、物品等の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供応接待をすること（「割り勘」による飲食は可能）

- ※ 利害関係がない場合でも、国家公務員が倫理法違反に問われることがあります。
- ※ これら以外にも禁止される行為があります。（詳細は以下のWEBサイト参照）
- ※ 具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は国家公務員倫理審査会にお問い合わせください。

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15）

【WEB】

公務員倫理ホットライン

検索



通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています

～ 違反事例のご紹介 ～

ケース1

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員と接する際、手土産として菓子折を渡した。

➡ 菓子折を受け取った場合、国家公務員は倫理法違反に（ただし、社名入りのカレンダー等の宣伝用物品を渡すことは可能）。



ケース2

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員との懇親会において、割り勘以上の金額を支払った。

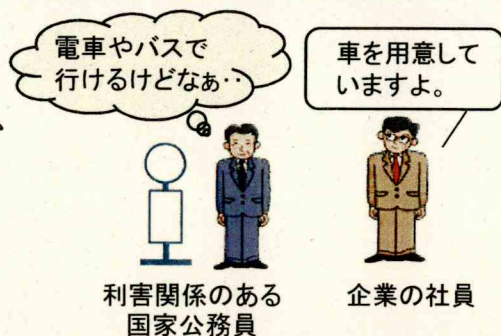


➡ 利害関係のある国家公務員との飲食は、割り勘であれば可能。しかし、利害関係者側の負担が多ければ、国家公務員は倫理法違反に。

ケース3

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員が視察で訪問した際、車を用意し視察先へ案内した。

➡ 国家公務員が職務で訪問した際に、交通事情等からみて相当と認められる範囲で、利害関係者が日常的に利用している車（社用車等）を利用することは可能。しかし、このような事情がない場合、国家公務員は倫理法違反に。



まずは国家公務員側の倫理保持が重要ですが、皆様におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします

[平成30年9月]

国家公務員倫理審査会 <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

お問合せ：国家公務員倫理審査会事務局 03-3581-5311(代表) 〒100-8913東京都千代田区霞が関1-2-3